

鉱油類の土壤汚染対策のガイドライン 環境省



The Knights

環境省・中央環境審議会土壤農薬部会の土壤汚染技術基準等専門委員会は、油によって汚染された土壤の調査・対策の考え方を示す報告書案「油汚染対策ガイドライン(案)－鉱油類を含む土壤に起因する油臭・油膜問題への土地所有者等による対応の考え方－」をまとめ、この案について平成18年2月18日まで意見の募集(パブリック・コメント)を行うことにしました。

この報告書案は、鉱油類で汚染された土壤が原因となって、その土地の地表、周辺の井戸水や池・水路に油臭や油膜が発生している時に、土地の所有者らがどのような調査や対策を行えばよいかについての基本的な考え方、実施可能な方策の選択方針などを取りまとめたものです。ただし、汚染現場での円滑で的確な調査・対策が実施できるよう、あくまで参考情報をわかりやすく提供した資料であり、画一的規制的な利用を想定したものではありませんと断っています。

「第一編：鉱油類を含む土壤に起因する油臭・油膜問題への土地所有者等による対応の考え方」、「第二編：技術的資料(土地所有者向け基礎編、専門事業者向け専門編)」から構成されており、油汚染発見の契機から調査、対策までの道筋を対応フロー図として示すなど、土壤汚染についての専門知識がない土地所有者にも内容が把握しやすいように工夫されています。また、対象として想定したのは工場、事業場の敷地や市街地などで、汚染の有無については、嗅覚や視覚などの感覚的な把握をベースに、補完的な手段として全石油系炭化水素(TPH)濃度を利用することを推奨しています。

油汚染とはガソリン、軽油、重油など石油系炭化水素による土壤や地下水などの汚染をさし、石油の貯蔵・精製所やガソリンスタンド跡地などで、貯蔵施設の腐食や事故による漏洩などが主な汚染原因で、工場移転や土地の転売・再開発等により顕在化してきています。汚染規制対象となる油類はベンゼンのみですが、異臭の原因となるなど対応が求められています。

輸送用燃料のガソリン・軽油、暖房や動力燃料の灯油や重油、潤滑油や有機溶剤など、用途により特性も異なり、ガソリンや軽油など比重の小さい油は地下水面まで到達してもそれ以上浸透せず地下水面に沿って水平方向へ拡散します。有機塩素系溶剤など比重大の油は垂直方向の浸透が強く、容易に地下水面に達して不透水層に沿って拡散し、さらに粘性の高いアスファルト等は土粒子に付着して蓄積するなど、油の成分によって拡散の性状が異なり、汚染の調査や浄化に際して留意を要します。

当社では油汚染土壤についての分析(油臭、油膜、TPH等)・コンサルティングには実績がございます。ぜひ一度お気軽にお問い合わせください。

資料:2006年1月19日付 EIC ネット

機器分析箇所 有賀久枝

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社

〒336-0015 埼玉県さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
TEL.048-887-2590 FAX.048-886-2817
URL : www.knights.co.jp

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 アスベスト・PCB等の化学分析 |
| 4 水道法第20条に基づく水質検査 | 8 EU規制物質の化学分析 |

